

宮広域告示第 13 号

宮崎県後期高齢者医療広域連合ホームページリニューアル及び運営管理業務委託について公募型プロポーザルを実施するため、次のとおり公告する。

令和 2 年 8 月 20 日

宮崎県後期高齢者医療広域連合長 戸 敷 正



1 業務概要

- (1) 業務名 宮崎県後期高齢者医療広域連合ホームページリニューアル及び運営管理業務委託
- (2) 業務内容 仕様書のとおり

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を満たすものであること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）の規定に基づく再生手続の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていないこと。
- ③ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。
- ④ 法人税、消費税等租税を滞納していないこと。
- ⑤ 当広域連合事務局から、概ね 2 時間以内の移動距離内に本店または支店、営業所、事業所（サポート拠点）等を有している法人であること。
- ⑥ 一般財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク資格を有する。又は、個人情報保護方針を定めていること。
- ⑦ 地方公共団体において、本業務と同様の業務を行った実績を有する法人であること。
- ⑧ 個人情報の保護について宮崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を遵守できること。
- ⑨ 宮崎県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシーを遵守できること。

3 選定方法

上記 2 の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による提案書、業務提案見積書、プレゼンテーションの審査を行い、候補者の選定を行う。

4 担当部局

宮崎県後期高齢者医療広域連合 総務課 (担当：甲佐、繁村)

住 所：〒880-0805

宮崎県宮崎市橘通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル3階

TEL：0985-62-0920

FAX：0985-27-7699

E-mail：soumu@miyazaki-kourei-kouiki.jp

5 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、令和2年9月8日（火）正午までに参加申込書（様式1）及び参加資格確認書（様式2）等添付書類をあらかじめFAXで事務局（宮崎県後期高齢者医療広域連合事務局 総務課）へ送信するものとする。

なお、提出期限までにFAXの到着を電話で確認すること。

また、FAXで提出した原本は、FAX後一週間以内に郵送もしくは持参により提出すること。

6 参加資格の確認結果の通知

参加申込書を提出した事業者全員に対し、電子メールで参加資格の確認結果を令和2年9月11日（金）正午までに通知する。

参加資格業者に対し、提案書提出要請書及び提案書提出（承諾・辞退）届を郵送し、参加の意志の確認及び提案書の提出を要請する。令和2年9月17日（木）正午までに提案書提出（承諾・辞退）届を郵送もしくは直接持参すること。

※参加申込書を提出したにもかかわらず参加資格の確認結果の通知がない場合は、9月11日（金）午後5時までに、事務局に電話で確認すること。

7 企画提案の決定

- (1) 企画提案書が受託要件を満たし、企画提案書を募集する際に定める要項や企画提案仕様書に適合しているか、業務の目的に沿っているかどうかを審査した上で、評価の総合点が最も高い提案を選定する。
- (2) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときには、経費総括表の金額が最も安価な提案を採用する。なお、経費総括表の金額も同額の場合は、審査委員の投票で決定する。
- (3) 申請者が1者しかなかった場合は再公告を行わず、その1者の審査を行い、評価の総得点が満点の6割を超えた場合は採用するものとする。